

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

2460

(1/2)

日付	令和 7 年 6 月 25 日	支出額	27,720 円
項目	事務所費	充当額	24,948 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	来客等駐車場賃借料（2 台分）5 ～ 6 月分		
備考	【6600 円× 2 台＋ 660 円（手数料）】× 2 か月		

政務活動費 領収書等貼付用紙

(2/2)

店番 口座番号

渡辺聡一郎政務活動事務所 様

埼玉りそな銀行

普通預金通帳

摘要 お支払金額 お預り金額 差引残高

07-05-26 .送金

*13,860

← 駐車料金(2台分) 5月分

07-06-25 .送金

*13,860

← 駐車料金(2台分) 6月分

○他店支払いの小切手等でご入金の際は、摘要欄にお払戻しができる予定日を表示します。
お支払可能時刻は小切手等の種類により異なります。詳細は窓口にご照会ください。
○本通帳の下記項目における金額・残高の単位について
【項目名】 お支払金額・お預り金額・差引残高
・外貨普通預金の場合は、通帳見直し部に記載された通貨単位となります。
・その他の預金の場合は、円単位となります。

新白岡駅東口 [REDACTED] パーキング契約書

賃貸人	[REDACTED]	(以下甲という)
賃借人	渡辺 隆一郎	(以下乙という)
所在地	白岡市新白岡4丁目7番 [REDACTED]	
名称	[REDACTED] パーキング	番号 [REDACTED]
賃料	月額金 6,600円	
車種・車番	ポルシェ [REDACTED]	他/台
賃料振込先	口座名義 [REDACTED]	(振込手数料は乙の負担とする)

上記駐車場を賃貸人(甲)と賃借人(乙)とで下記条項により賃貸借契約を締結する。

第1条 (契約期間)

契約期間は、2023年7月1日より2025年6月末日迄向こう2年間
但し期間満了の際は当事者協議の上本契約の更新することができる。

第2条 (賃料)

賃料は上記の通り定め、毎月末日迄には甲の指定したものに翌月分を支払うものとする。但し、公租公課の増減又は近隣の賃借料に比較し当賃料が不相当になった場合、契約期間といえど賃料を変更できるものとする。

第3条 (承諾・通知義務)

- 乙は本契約締結時上記記載の車両を変更する場合、事前に甲の承諾を得るものとする。
- 駐車場敷地内に於いて、近隣の付帯施設、駐車車両の損害を与えた場合、必ず甲に通知するものとする。

第4条 (禁止事項)

乙は次の各号に該当する行為をしてはならない。

1. 契約車両以外の車を駐車すること。
2. 賃貸権の譲渡、又は転貸してはならない。
3. 駐車場に物置、タイヤ、危険物等部品を置くこと。
4. 駐車場の定位置の境界を侵害する事。
5. 駐車場内、近隣に対し迷惑となる行為(アイドリング等)をすること。
6. 違法車両(改造車)の駐車。
7. その他各条項に違反する行為。

第5条 (免責事項)

乙の駐車車両に場内における事故発生或いは天災地変等による損害並びに火災、盗難等が発生しても甲は乙に対して何等の責めを負わないものとする。

新白岡駅東口

パーキング契約書

第6条 (解除)

甲乙双方の都合により本契約解除する時は1ヶ月前までに互いに通知し、期間満了と同時に乙は完全に同駐車場を明け渡すものとする。又、1ヶ月分賃料に相当する額を納めることにより解約期間を短縮できるものとする。

第7条 (契約解除)

乙が各契約条項に違反し、又は賃料を1ヶ月以上滞納した場合甲は何等の催告を要せず本契約は解除されるものとし、乙は即刻明け渡すものとする。明け渡し出来ない場合、明け渡しまでの間賃料の2倍に相当する損害金を甲に支払うことを乙は承諾した。

第8条 (規定外事項)

本契約書に定めない事由が発生した場合、甲乙誠意をもって道義的にこれを処理するものとする。

尚、駐車場内での盗難・事故・トラブル等については、一切責任を負いませんので御了承願います。

上記契約の証として本契約書2通を作成し甲乙双方記名捺印の上、各1通を所持するものとする。

2023年7月1日

賃貸人(甲) 住所

氏名

電話

FAX

賃借人(乙) 住所

氏名 渡辺 聡一郎

電話

携帯

1. 送金日には送金額と所定の手数料を合算して指定口座から引落しのうえ送金します。
2. 送金日の午後3時以後に引落口座へ入金する資金については、同日付の送金処理が行なわれない場合があります。
3. 本控えは、消費税の仕入税控除を受けるための書類となりますので大切に保管してください。

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

2461

(1/3)

日付	令和 7 年 6 月 25 日	支出額	60,440 円
項目	事務所費	充当額	54,396 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	事務所賃借料 6 月分		
備考			

政務活動費 領収書等貼付用紙

(2/3)

ご利用明細票				
いつも足利銀行をご利用いただき まことにありがとうございます。				
お取引日	お取引店舗	機種		
07-06-25	0411	001		
お取引 種別	お引出し			
カード番号(16桁)	0341			
お取引金額	カード発行銀行	請求込額		
¥60,000	0129			
時間				
お取引時刻	説明コード	カード入金取引時刻		
18:24				
ご利用手数料			¥440	
お受取人				
氏名				
ご依頼人				
イヅミカ トシヒコ様				
0495212542				
印紙税申告書 付につき手配済				
本票裏裏裏裏裏				
☒ 足利銀行 ※このご利用明細票は必ずお持ち帰りください。				

別記様式第1号（第6関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

2461

(3/3)

事業用建物賃貸借契約書（更新）

貸主 〇〇〇〇（以下「甲」という。）と借主 〇〇〇〇（以下「乙」という。）と
連帯保証人 〇〇〇〇（以下「丙」という。）とは、事業用建物賃貸借契約（以下「本契約」という。）に付帯する「事業用建物賃
貸借契約書」に基づいて、以下の条件で本契約を締結した。

※以下の□欄に×印をつけた記載内容の本契約に該当する内容です。×印のない□欄または斜線または空白欄は本契約に関係のない
ことを示します。

(1) 貸主 の 目 的 の 表 示	名 称 小島町事務所 所 在 地 (登記簿) 本庄市小島南二丁目197番地7 (住居表示) 本庄市小島南二丁目4番24号 種 別 事務所 築 造 コンクリートブロック造 鉄骨構造 瓦葺屋根 面 積 専 有 60.62㎡ (約51.4坪) 敷地面積 約200㎡ 物件の所有者 (住 所) 〇〇〇〇 (氏 名) 〇〇〇〇
(2) 賃 料 の 表 示	使 用 目 的 ☒ 店舗 (その他:) ☐ 事務所 ☐ その他 () 賃 料 (月額) 〇〇,〇〇〇円 (税込) 管 理 費 (月額) 〇〇円 敷 金 (賃料のヶ月分) 円 共 益 費 (月額) 〇〇円 保 証 金 (5.3ヶ月分) 円 寄 託 費 料 等 (月額) 〇〇円 更新・修繕等負担割合 本物件明け渡し後 日以内 更新 料 新賃料の1ヶ月分
(3) 賃 料 の 表 示	☐ 建物明け渡し時に % ☐ 契約更新時 % (金額) 円 (金額) 円 (消費税) 円 (消費税) 円 ☐ その他 (敷料分は、借主から10日以内に納付しなければならない。)
(4) 賃 料 の 表 示	付 属 費 料 (月額) 円 (消費税) 円 火災等保険料 円 開 約 期 間 令和 6 年 4 月 11 日 から 令和 9 年 4 月 10 日迄の 3 年間 借 主 の 解 約 権 解約の効力は、借主が解約の申入れをした日から、3ヶ月の経過をもって発生する。
(5) 賃 料 の 表 示	持 込 金 持 込 金 (5.3ヶ月分) 〇〇〇〇円 振込金額合計 (振込金は乙の負担とする。)
(6) 賃 料 の 表 示	振込金額合計 〇〇〇,〇〇〇円 振込金額合計 (振込金は乙の負担とする。)

付 属 費 料			
(3) 賃 料 の 表 示	正面玄関 No. 〇〇	住 居 No. 〇〇	
	裏玄関入口 No. 〇〇	住 居 No. 〇〇	
			合 計 〇〇
締約引渡し並びに物件の引渡し日 平成 28 年 4 月 〇 日			

(特約事項)

1. 本契約を解除する場合は、3ヶ月前に甲に通知し、乙が管理した建築物・付属物を全て撤去し契約に添った後に返却す。
2. 本契約を更新する場合は、更新料は前年度の1ヶ月分とする。更新手数料は賃料の0.5ヶ月とする。

本契約書2通を作成し、甲および乙は署名捺印し各1通ずつ保管する。なお、媒介業者は、その写しを保管する。

令和 6 年 4 月 〇 日

賃 主 ・ 甲	借 主 ・ 乙
(フリガナ) 〇〇〇〇	〒367-0062
住 所 〇〇〇〇	本庄市小島南2-4-7
電 話 番 号 〇〇〇〇	
(フリガナ) 〇〇〇〇	飯 塚 俊 彦
氏 名 〇〇〇〇	
(フリガナ) 〇〇〇〇	印 (氏名) 印
連帯保証人・丙 (電話番号) 〇〇〇〇	印 (電話番号) 〇〇〇〇

媒 介 業 者	廣 告 業 者
免許番号 埼玉県知事免許 (12) 第8961号	免許番号
所 在 地 本庄市小島南二丁目10番9号	所 在 地
商 号 有限会社 鈴木不動産	商 号
代 表 者 代表取締役 鈴木 純	代 表 者
電 話 0495-81-1155	電 話
F A X 0495-22-8304	F A X
専 任 地 産 物 取 引 士 (自署捺印)	専 任 地 産 物 取 引 士 (自署捺印)
金 額 番 号 〇〇〇〇	金 額 番 号 () 第 〇 号
氏 名 〇〇〇〇	氏 名 〇〇〇〇

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

2462

(1/2)

日付	令和 7 年 6 月 25 日	支出額	160,100 円
項目	事務所費	充当額	128,080 円
細目	事務所費	按分率	8/10
摘要	事務所家賃代（7 月分）・駐車場代（7 月分）		
備考	事務所家賃（7 月分） $155,100 \times 0.8 = 124,080$ 駐車場（7 月分） $5,000 \times 0.8 = 4,000$ 政務活動に使用する割合が 8/10 以上であるため		

支払証明書あり

理由

政務活動費 領収書等貼付用紙

(2/2)

[illegible]

家賃内訳(メイクベター株式会社)	
家賃	¥130,000
共益費	¥5,000
駐車場代	¥6,000
消費税	¥14,100
合計	¥155,100

駐車場代(平沼株式会社)
駐車場代5,000 × 4台=20,000 内1台分=5,000

事務所賃貸借契約書

貸主 メイクベター(株) (甲)と、借主 内沼博史(乙)との間に建物の賃貸借につき下記のとおり契約を締結する。

所 在 飯能市双柳373番地12 あおぞらビル202号室
構 造 鉄骨造
床面積 2階東南店舗部分 約90.75㎡

第1条 (賃貸借の目的)

乙は、事務所として使用する目的をもってこれを賃借した。乙はそれ以外の目的に使用してはならない。

第2条 (賃貸借の期間)

賃貸借の期間は、2024年6月1日から
2027年5月31日までの3年間とする。

第3条 (契約の更新)

1. 甲及び乙は協議の上、本契約を更新することができる。
2. 本契約の更新は、書面による契約書を作成することを要する。
3. 更新の際の更新料は、新賃料の1か月分とする。

第4条 (賃料等)

1. 賃料は1ヶ月金13万円(消費税別)、共益費金5000円(消費税別) 駐車場代1台分金6000円(消費税別)とし、甲に対して毎月末日までに、その翌月分を次の口座に送金して支払うものとする。振込手数料は乙の負担とする。

振込口座
普通口座
名義人

2. 電気、衛生費その他これに準ずる経費は名義の如何にかかわらず、乙の使用した分に対するものは乙の負担とすること。
3. 水道料金及びガス料金については、共益費に含まれるものとする。但し、乙の使用した料金が明らかに共益費を超えたときは、甲は乙に共益費を超えた部分を請求できるものとする。

第5条 (敷金)

1. 乙は、甲に対し、本契約に基づいて生ずる乙の債務を担保するため、敷金として賃料の3ヶ月分を本契約と同時に預託する。
2. 甲は本契約が終了し、乙が本件建物を明け渡した後、30日以内に、前項の敷金から、本契約に基づく乙の未払い債務を控除した後の残金を返還する。この場合において敷金に利息を付さない。
3. 乙は、本件建物を明け渡すまでの間、敷金返還請求権をもって、甲に対する賃料その他の債務と相殺することができない。

4. 乙は、敷金返還請求権を第三者に譲渡し、または担保に供してはならない。

第6条（賃借権の譲渡・転貸）

乙は、事前に甲の書面による承諾なくして、第三者に本件賃借権を譲渡もしくは転貸し、または、本件建物の模様替え、造作もしくは工作その他の現状を変更してはならない。

第7条（契約の解除）

乙が次の各号の一つに該当した場合、甲は催告なくして、直ちに本契約を解除することができる。

1. 賃料の支払いを1回でも遅滞したとき。
2. 乙が破産・仮差押・仮処分・差押・競売開始の決定を受け、又は滞納処分を受けたとき。
3. 賃料の支払をしばしば遅延し、又は近隣とのトラブル等により、甲と乙の本契約による信頼関係を破壊するに至ったと認められるとき。
4. 連絡が取れない状況になって1ヶ月以上経過したとき。
5. 借主が暴力団員と判明したとき並びに借主が暴力団と一定の関係にあると判明したとき。
6. その他、本契約に違反したとき。

第8条（契約の解約）

1. 双方の都合により本契約を解除するときは、乙においては3ヶ月前、甲においては、6ヶ月前にお互いに通知し、期間終了と同時に甲立会いの上、乙は完全に甲に本物件を明け渡すものとする。この際の賃借料は、期間に応じて日割清算するものとする。
2. 乙は、前項の規程にかかわらず、3ヶ月分の賃料相当を甲に支払うことにより、本契約を直ちに解約することができる。

第9条（契約の消滅）

天災地変、公用徴収、都市計画等により建物が消滅または毀損し、その効用を失った場合には、本契約は当然消滅する。

第10条（原状回復義務）

1. 期間満了、契約の解除、解約、消滅、その他により本契約が終了する際、本件建物内に乙（乙の関係者含む）の工作物又は残置物等が存在する場合は、乙は自己の費用をもってこれを撤収し、本件建物を現状に復して甲に明け渡す。
2. 前項の明渡しに際して、乙は甲に対して、立退料、営業補償料又はこれに類する請求、造作等の買取請求は絶対にしないこととする。
3. 乙が本件建物を明渡しした後に、本件建物内に残置物がある場合、乙はその残置物の権利を放棄したものとする。残置物については、乙が甲にその処分一切を任せたものとし、甲に任意に処分されても異議がないこととする。また、処分に掛かった費用については、乙の負担とする。

4. 契約が終了したにもかかわらず、乙が賃借物の明け渡しをなさないときは、乙は甲に対し明け渡しの日まで賃料の1.5倍の損害賠償を支払い、なおこれがために甲が損害をこうむった場合にはその損害も同時に賠償する。

第11条（損害負担）

1. 乙が火災、盗難等をこうむった場合、その責任を甲に請求しないこと。
2. 店内備品及び電気、ガス、水道が汚損・破損・故障した場合は乙の負担にて修理するものとする。
3. その他、賃借物に付帯する修理費は、乙の負担とする。

第12条（通知義務）

乙が次の各号の一つに該当したときは、甲に対し速やかにその旨を通知しなければならない。

1. 1ヶ月以上にわたり不在とするとき。
2. 氏名、勤務先、連絡先、電話番号等、別紙入居審査申込書の記載事項に変更のある場合

第13条（連帯保証人）

丙は、賃借人乙の保証人となり、本契約書の条項全てについて、乙と連帯して履行の責を負う。

第14条（管轄裁判所）

本契約に関して紛争を生じたときは、飯能簡易裁判所を管轄裁判所とする。

第15条（協議）

本契約に定めていない事項については、甲、乙協議の上、誠意をもって解決する。

第16条（特約条項）

1. 電気代については、2階全てで請求が来るため、2階を賃借している賃借人のそれぞれの面積按分で甲が乙に請求するので、請求のあった月の月末までに、家賃と一緒に振り込むものとする。
2. 退室時のルームクリーニング代金は乙の負担とする
3. 乙は契約期間中、借家人賠償保険に加入しなければならない。契約の期間中に、保険期間が満了してしまう場合は、満了前に保険を更新し、無保険の期間が無いようにしなければならない。
4. 家賃の支払いを怠る等、乙の責めに帰すべき事由により、甲が行った内容証明その他郵便物の送付等の費用は乙の負担とする。
5. 万一、強制執行による退去になった場合、その執行に掛かる一切の費用は、乙の負担とする。
6. 鍵を紛失した場合、乙は退出時に罰金として金2万円を甲に支払うものとする。

契約の証として、本契約書3通を作成し、甲、乙、丙、各1通を保管する。

令和 6 年 5 月 31 日

甲：賃 貸 人 住所 飯能市双柳373-12-1F

メイクベター㈱

氏名 代表取締役 谷脇 道

乙：賃 借 人 住所

飯能市岩沢229-2

氏名 内 沼 博 史

丙：連帯保証人 住所

氏名

仲介業者

取引主任者 登録番号 () 第

号 氏名

駐車場賃貸借契約書 <更新契約>

貸與人(甲)と賃借人(乙)とは、下記の契約内容を承諾のうえ、本賃貸借契約を締結する。

駐車場名	双柳駐車場	番号	NO. [REDACTED]	駐車料金	月額20,000円
所在地	埼玉県飯能市双柳373-10				
契約期間	令和7年7月1日から令和9年6月30日迄の2年間とする。				
振込先	[REDACTED]	口座	[REDACTED]		
		名義	[REDACTED]		
カー、名称	ホンダ ステップワゴン	色	[REDACTED]	登録番号	[REDACTED]

- 第1条 賃料は毎月27日までに翌月分を甲の指定口座(上記)に振り込むこと。
振込手数料は乙の負担とする。
- 第2条 本物件を駐車場のみに使用し、建築物や工作物は設置してはならない。
- 第3条 指定車両以外の車を置いてはならない。
- 第4条 乙は本駐車場を第三者に使用させたり賃借の譲渡及び転貸をしてはならない。
- 第5条 乙は駐車スペースを常に清潔に使用し、雑草等生えない様自主管理しなくてはならない。
- 第6条 乙は、本駐車場内に消防法、その他の法令等により危険物として指定されている物品の持ち込みをしたり、定位の境界を侵害したり、その他近隣の迷惑となるべき行為を一切なざること。
- 第7条 乙の車に対して起きた事故、悪戯、盗難、天災地変による傷害、無断駐車等について甲は責任を負わない。よって、加害者、被害者の当事者間で、解決することとする。
- 第8条 乙が解約を申し出る時は、1ヶ月前までに、仲介者に通告しなければならない。但し、1ヶ月分を支払うことにより即時解約出来る。
- 第9条 解約の申し出が遅れた場合には、遅れた日数分の賃料を通告延滞金として甲に支払う。
- 第10条 甲は駐車場の廃止により契約の解除をする場合には、契約期間中であっても1ヶ月前以上に乙に通告することにより契約の解除ができる。
- 第11条 今後、本契約期間中に消費税率の改定があった場合には当然に新税率あるいは新税率が適用され、乙は以後の駐車場料金等の支払いについて新税率で計算された料金を支払う事をあらかじめ承認する。

- 第12条 乙又はその関係者において、故意・過失・その他の事故により、甲の設備・造作・その他駐車中の他の車両等に生じた損害は、乙が直ちにその金額を賠償する責めを負う。
- 第13条 乙が、賃料の支払を1ヶ月以上怠った場合、又は第2条乃至第4条に違反した時、本契約の各条項に違反した時は、通告を要せずして即時契約の解除ができる。
- 第14条 更新時は、乙は更新事務手数料として新賃料の1ヶ月分+消費税を支払うこと。
- 第15条 駐車場内は、禁煙とする。

本契約の証として甲乙捺印し、本書を作成して各々一通を所持する。

令和7年 5月 30日

貸主(甲) 住所 [REDACTED]
氏名 [REDACTED]
所在地 埼玉県飯能市仲町2-3
(甲)代理人 商号 全平沼株式会社
電話 042(972)780 [REDACTED]

借主(乙) 住所 〒357-0023 飯能市岩沢729-2
氏名 内沼 博史
電話番号
ご自宅 042 (972) 6432
お勤め先 [REDACTED]
(社名)

- 重要事項再確認
- 賃料は毎月27日迄に翌月分を支払う。
 - 振込料は乙の負担。
 - 場内のトラブルは当事者間で解決する。
 - 解約は1ヶ月前までに仲介者へ通告する。
 - 解約通知が遅れたら遅れた分の賃料を支払う。

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

2496

(1/2)

日付	令和 7 年 6 月 26 日	支出額	55,000 円
項目	事務所費	充当額	49,500 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	政務活動事務所賃貸料（7 月分）		
備考			

政務活動費 領収書等貼付用紙

2496

(2/2)

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。

お取引内容をお確かめのうえ、
お持ち帰りください。

埼玉りそな銀行

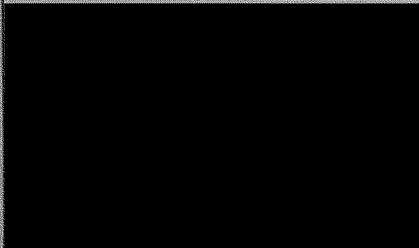
取引銀行	取引店	口座番号
0017		*****
取扱店	お取引日	時刻
56707	07-06-26	11:00
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥55,000	¥0
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		↓ C 認証 (硬 貨)
万円 千円 千円		円

お振込明細またはご案内

電信

お受取人



登録番号 0002

チハ" タツヤ様

ご依頼人

電話番号



取扱番号 260001

印紙税申告納
付につき浦和
税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

建物賃借契約書

(所在地) 加須市中央1丁目15-7建物1階南側部分13.2㎡(4坪)
(契約期間) 令和3年6月16日より令和5年6月15日まで
(賃料) 月額金65,000円也(税込)
(振込先) [redacted] 名義

上記物件を賃貸人(甲) [redacted] と賃借人(乙) 千葉達也 とで、下記条件により賃貸借契約を締結する。

(第1条) (使用目的)

1. 乙は本物件を「埼玉県議会自由民主党議員団 県政調査事務所」として使用する。
2. 営業種目に変更又は追加する場合は、3ヶ月前に甲に対し書面にて通知し、甲乙改めて協議し甲の承諾を得なければならない。

(第2条) (賃貸借の期間)

1. 賃貸借の期間は、令和3年6月16日から、令和5年6月15日迄の満2年間とする。
2. 期間満了6ヶ月前に甲乙双方から書面による異議の申し出がない時は、更に2年間継続使用することができる。

(第3条) (賃料)

賃料は前記記載の通りとし、乙は翌月分の賃料を毎月末日迄に甲指定の前記銀行口座へ支払うものとする。

(第4条) (更新時の賃借料)

賃借料は賃貸借期間満了2ヶ月前までに、甲乙協議の上増額することができる。

(第5条) (経費の負担)

甲は、本物件の水道・電気・電話等その貸室の使用に付随する諸設備の使用料は、甲の負担において当該業者に支払うものとする。公租公課も甲の負担とする。

(第6条) (権利の移転)

乙は、予め書面による甲の承諾なくして本物件の賃借権を、第3者に譲渡したり、担保に提供したり、その全部又は一部を第3者に使用させもしくは、共同使用することはできない。

(第7条) (改造・補修)

乙は、次に掲げる行為をする為には、予め書面による甲の承諾を得るものとし、その費用は乙の負担とする。

1. 造作・設備を新設し、附加し、除去し、又は変更すること。

2. 取設の電気器具及びガス・水道等の設備以外の新設・移転又は除去もしくは、器具の容量を変更すること。
3. 看板の取り付け・広告用垂幕、窓ガラスに文字を記入すること等。
4. 本物件又は建築物に対し前各号に準ずる原状の変更をすること。

(第8条) (破損・滅失に対する責任)

乙又はその関係人が、その得すべき事由により本物件もしくは、その建築物ならびにその設備器具等を破損又は、滅失したときは、甲において補填又は、修理し、その費用ならびに損害金は、乙の負担とし甲の指定した日までに弁償せねばならない。

(第9条) (解約の申し入れ)

賃貸借期間中であつても、次の場合には本契約は終了する。

1. 甲が乙に対し、正当な事由に基づく解約の申し入れをなした後、6ヶ月を経過したとき。但し、甲の申し入れにより、乙がその期間内に退去したときは、その時において本契約は終了するものとする。
2. 乙が甲に対し、解約の申し入れをして後3ヶ月を経過したとき。
3. 乙が甲に対し、解約の申し入れと共に解約申し入れ後の賃借料3ヶ月分を支払ったとき。
4. 甲が乙に対し賃借料の値上げを通告し、乙がこれに同意せず解約を申し出たとき。

(第10条) (契約の解除)

甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに将来に向かって本契約を解消することができる。

1. 乙が賃借料ならびに本契約記載の債務の支払いを2ヶ月以上怠ったとき。
2. 乙が死亡したとき。但し、10日以内に後継人より書面による申し出があった場合には、この限りではない。
3. 乙において公序良俗に反する行為があったとき。

(第11条) (明渡しの履行条項)

本契約が期間満了・解約・解除その他の事由により終了したときは、乙は直ちにつぎの条項に従い、本物件を明け渡さなければならない。

1. 乙は自然の消耗にかかるもののほか、本物件を原状に復するものとする。但し、乙がこれに従わないときは、甲において、これを行うものとし、その費用は乙が負担とする。
2. 乙は明渡し日までに、本物件内の乙の所有物等を、すべて搬出すること。乙がこれを実行しない時は、甲は10日間の猶予期間後、これを放棄したものとみなし、甲が任意に処分することができる。乙は、これがために生じた損害について、甲に賠償請求することができない。
3. 乙は、何等の名目を持ってするを問わず、本物件について支払った金銭の返還、移転料、立退き料、営業保証金等一切を甲に請求することはできない。
4. 乙は原状回復・明渡しに際して、甲に対しその事由名目の如何を問わず、本物件の造作・設備等について支出した必要経費等の償還請求を甲に対し一切行わないものとする。又、

乙は甲の同意を得て、本物件に附加した造作についてもその買取を甲に要求しないものとする。

(第12条) (負債事項等)

1. 甲は天災及び甲の責に帰さない火災・爆発・盗難又は、諸設備の故障・修理・維持保全、もしくは法律の改正・監督官公庁の行政指導に基づく工事等に起因する乙の損害及び一時使用停止については、責任を負わない。
2. 天災・火災・その他、甲の責に帰さない事由により本物件の大部分が滅失又は破損し、その使用が不可能となった場合には、甲は乙に通知して、無条件で本契約を即時解約することができる。

(第13条) (建物使用上の遵守事項)

1. 乙は、本物件につき、修繕を要する箇所が生じたときは、速やかにその旨を甲に通知すること。
2. 甲又は、他の甲の賃借人の営業・業務等を妨害、その他迷惑を与えないこと。
3. 忌避物・不潔物・悪臭を出すもの、重量物等を本建物内に搬入・格納しないこと。
4. 動物を本建物内に搬入・飼育しないこと。
5. 共同使用部分を本来の目的以外に使用しないこと。
6. 本物件内に居住、又は宿泊しないこと。
7. 乙、及びその従業員、ならびに乙の関係人は、本物件を善良なる注意をもって管理・使用すること。

(第14条) (規則の遵守)

甲が建物管理の必要上規則を制定し、又は、注意事項を定めこれを乙に通知し、又は、適当な場所に掲示したときは、乙はこれを守守する。

(第15条) (甲の立入権)

甲及び甲の従業員は、本物件諸造作・諸設備等の変更・修繕・防犯・防災・その他管理上必要と認められたときは、本物件内に立入りこれを点検し、適時の処置をとることができる。

(第16条) (紛争の解決)

本契約に紛争が生じた場合は、甲乙共に誠意を以って道義的に解決をはかるものとする。

(第17条) (書面による確認)

本契約各条項に基づく報告・承認・その他一切の意思表示は、すべて書面によらなければならない。

(特約事項)

建物本体の火災保険は甲の負担とし、乙の所有物の保険は乙の負担とする。

以上、本契約成立を証するために、本契約書2通を作成し、甲・乙が記名捺印の上、各々その1通を保持する。

令和3年6月15日

貸借人(甲) 住所

氏名

貸借人(乙) 住所 加須市中央1丁目14-17

氏名

千葉 達也

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

2497

(1/8)

日付	令和 7 年 6 月 26 日	支出額	96,800 円
項目	事務所費	充当額	87,120 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	事務所家賃 7 月		
備考	口座名義 松井 弘 うち 事務所家賃 82,500 円 うち 事務所駐車場代 14,300 円		

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、
お持ち帰りください。



埼玉りそな銀行

取引銀行 0017	取引店 [REDACTED]	口座番号 [REDACTED]
取扱店 38805	お取引日 07-06-26	時刻 11:10
お取引内容 振込	お取引金額(円) ¥104,500	手数料 ¥440
お取引後の残高(円) *****		おつり
お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円) 万円 千円 千円		C 認証 (硬 貨)

お振込明細またはご案内

電信

お受取人
ミツビツユーエフエス
キソツチヨウ
普通 0798970
カクランド様
登録番号 0005

マツイヒロシ セイムカット ユウ ムツヨ様

ご依頼人

電話番号 [REDACTED]
取扱番号 400020

印紙税申告納
付につき浦和
税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

政務活動費 領収書等貼付用紙

2497

(3/8)

事業用賃貸借契約書（更新）

貸主 株式会社平野商事（以下「甲」という。）と借主 松井 弘（以下「乙」という。）に基づき、2019年(令和元年)7月19日付事業用建物賃貸借契約（その後の変更を含み、以下「原契約」という。）のうち、下記条項より甲、乙協議の上合意したのでこれを証する為、本契約書2通を作成し、甲乙各1通を保有する。なお、下記条項以外については原契約の定め通りとする。

目的物件の表示					
建 物	名 称	平野商事ビル 101号室			
	所 在 地	(住居表示) 埼玉県朝霞市本町3丁目4番17号			
		(登記簿) 朝霞市本町三丁目26番地8、26番地10、26番地9 (家屋番号)26番8			
	構 造	鉄骨造/亜鉛メッキ銅板葺 / (3) 階建			
	種 類	店舗・居宅	新築年月	1994年(平成6年)5月	
	面 積	29.65㎡(8.97坪)			
附 属 施 設		無			

賃料等					
賃 料	月額 82,500円 (内消費税等10% 7,500円)	管理・ 共益費	月額 0円 (内消費税等10% 0円)	火災 保険料	加入義務有り
敷 金	225,000円 (賃料 3ヶ月分)	電気代	月額 7,000円	水道代	月額 700円

第1条
原契約第2条及び原契約頭書（8）の契約期間「2019年(令和元年)7月20日から2022年(令和4年)7月19日まで」とあるを「2022年(令和4年)7月20日から2025年(令和7年)7月19日」までと変更する。

第2条
本契約書に定める項目以外のものは、すべて原契約に定める各条項を適用するものとする。

政務活動費 領収書等貼付用紙

2497

(4/8)



2022年(令和4年) 6 月 29 日

甲・貸主	氏名	株式会社 平 野 商 事	TEL	TEL・FAX 03-6204-2907
	代表取締役	張 寧		
乙・借主	氏名	松 井 弘	TEL	
	住所			
連帯保証人	氏名	原契約書通りとする	TEL	()
	住所			
保証機関	※無担保証を利用する場合は記入して下さい。			

	A	B		
宅 地 建 物 取 引 業 者	商号又は名称	株式会社Grant	商号又は名称	
	代表者の氏名	代表取締役 望月 誠	代表者の氏名	
	主たる事務所 所在地・TEL	東京都墨田区立川3丁目3番8号 03-6659-9256	主たる事務所 所在地・TEL	
	免許証番号		免許証番号	() 第 号
	免許年月日	令和元年8月23日	免許年月日	年 月 日
宅 地 建 物 取 引 士	氏 名		氏 名	
	登録番号		登録番号	知事 第 号
	業務に従事する 事務所名	株式会社Grant	業務に従事する 事務所名	
	事務所所在地 TEL	東京都墨田区立川3丁目3番8号 03-6659-9256	事務所所在地 TEL	

政務活動費 領収書等貼付用紙

2497

(5/8)

2019年8月吉日

松井 弘 様

貸主：株式会社平野商事
取引会社：株式会社MARUWA
不動産事業部
TEL：03-5638-1677

消費税率変更についてのご案内

拝啓

時下、益々ご精栄のこととお喜び申し上げます。平素は格別のお引き立てを頂き厚くお礼申し上げます。

さて、本年10月1日より消費税率が8%より10%に改正されます。

つきましては、貴社との間で締結されております不動産の賃貸借契約も下記の通り消費税率が変更されますので、ご案内致します。10月分賃料（9月末日支払分）より変更となりますので、何卒ご理解頂きますようお願い申し上げます。

敬具

記

物件の表示 平野商事ビル 101号

	2019年9月分賃料 (8月末日支払分)	2019年10月分賃料 (9月末日支払分)
	現在(8%)の金額	10%の金額
賃料	75,000円	75,000円
消費税	6,000円	7,500円
電気代	7,000円	7,000円
消費税	—円	—円
水道代	700円	700円
消費税	—円	—円
合計額 (お振込み頂く金額)	88,700円	90,200円

以上

政務活動費 領収書等貼付用紙

2497

(6/8)

2023年1月吉日

平野商事ビル テナント様

貸主：株式会社平野商事

新管理会社：株式会社Grant

代表取締役 望月 誠

管理会社変更のご案内

拝啓

時下、益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は格別のお引き立てを頂き厚くお礼申し上げます。

さて、契約当初より現在まで、平野商事ビルの賃貸管理業務を貸主にて行っておりましたが、2023年（令和5年）3月より株式会社Grantにて行うこととなりましたので、ご連絡致します。

つきましては、2023年（令和5年）3月1日以降は、賃貸管理業務（家賃管理、契約更新手続き・解約手続き、共有部分を含む設備等のトラブル対応）は株式会社Grantにてとり行いますので、下記連絡先をご確認下さいますようお願い致します。

管理会社の変更に伴い、賃料等の振込先につきましても、
2023年3月分賃料等（2023年2月末支払い分）より、下記口座に変更となります。
大変ご迷惑をお掛けしますが、何卒ご了承の程、宜しくお願い致します。

今後につきましても変わらぬご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

〒130-0023

東京都墨田区立川3-3-8 彩美ビル1階

株式会社Grant 代表取締役 望月 誠

（連絡先）

電話番号：03-6659-9256 FAX番号：03-6659-9257

E-MAIL（代表）：contact@grant-realestate.com

【賃料等振込口座】※2023年3月分賃料（2023年2月末支払い分）より

三菱UFJ銀行 錦糸町支店 普通口座 NO. 0798970

株式会社Grant（グラント）

以上

政務活動費 領収書等貼付用紙

2497

(7/8)

駐車場使用契約書

貸主 株式会社平野商事(以下「甲」という。)と借主 松井 弘(以下「乙」という。)は、頭書に表示する不動産に関する駐車場使用を目的とする賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 駐車場の表示

駐車場の表示	所在地	(住居表示)埼玉県朝霞市本町3丁目4番17号		
	名称	平野商事ビル駐車場	指定場所	

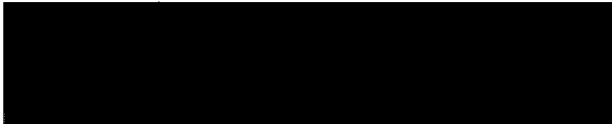
頭書(2) 車種・車名型式

車種・車名型式	ニッサン セレナ	登録番号	
---------	----------	------	--

頭書(3) 契約期間

契約期間	2021年(令和3年)1月1日から2021年(令和3年)12月31日までの1年間
目的物件の引渡し時期	2021年(令和3年)1月1日

頭書(4) 賃料・敷金

賃料(駐車場使用料)		月額 13,000円 (別途消費税相当額 1,300円)
敷金		金13,000円
支払期限： 毎月末日までに翌月分を支払う。		
支払方法	1. 口座振替	
	2. 振込み	
	3. 持参	持参先：

頭書(5) 貸主及び管理業者

貸主	氏名 株式会社平野商事
	住所 東京都江都区豊洲4丁目8番13号

管理業者	商号又は名称
所在地	TEL
賃貸住宅管理業者登録制度登録番号	国土交通大臣()第 号
(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号	※(一社)全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載
管理担当者	氏名 (賃貸不動産経営管理士:登録番号) ※賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載

※貸主と土地の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名
	住所

政務活動費 領収書等貼付用紙

2497

(8/8)

頭付(6) 連帯保証人

連帯保証人	氏名	
	住所	
	保証額	円

頭付(7) 更新に関する事項

自動更新とする。

頭付(8) 特約事項

- 1、乙は車種を変更する場合事前に甲に連絡することとします。
4、第15条全文抹消

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、貸主、借主が記名押印の上、各自1通を保有する。

2020年(令和2年)12月18日

甲・貸主	氏名 株式会社平野商事	TEL	
	住所 東京都江東区豊洲4丁目8番13号		
乙・借主 (個人の場合)	氏名 松中弘	TEL	
	住所		
宅地建物 取引業者	商号(名称) 株式会社Grant	代表取締役 望月	
	事務所所在地・TEL	東京都墨田区立川3丁目3番8号	
	免許証番号		
宅地建物 取引士	氏名	登録番号	
	業務に従事する事務所名	株式会社Grant	
	事務所所在地	東京都墨田区立川3丁目3番8号 03-6659-9255	

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

2498

(1/3)

日付	令和 7 年 6 月 26 日	支出額	123,750 円
項目	事務所費	充当額	111,375 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	事務所 更新料		
備考	口座名義 松井 弘		

キャッシュサービスご利用明細			
毎度ありがとうございます。 お取引内容をお確かめのうえ、 お持ち帰りください。			
 埼玉りそな銀行			
取引銀行	取引店	口座番号	
0017		*****	
取扱店	お取引日	時刻	
38805	07-06-26	11:12	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥123,750	¥440	
お取引後の残高(円)		おつり	

お取引現金内訳		C 認証	
(1万円) (5千円) (1千円) 万円 千円 千円		(硬貨) 円	
お振込明細またはご案内			
お受取人	ミツビシユー・エフ・イー		
	キソツチヨウ		
	普通 0798970		
	カクランド様		
ご依頼人	登録番号 0005		
	マツイヒロシ セイムカット・ウツ・ムシヨ様		
	電話番号		
	取扱番号 400021		
*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →			

印紙税申告納
 付につき浦和
 税務署承認済

政務活動費 領収書等貼付用紙

2498

(3/3)

請求書

2025年4月25日

松井 弘 様

下記の通りご請求申し上げます。

合計金額 ￥123,750-

【振込口座】

(銀行) 三菱UFJ銀行 錦糸町支店
(口座番号) 普通口座 NO. 0798970
(口座名義) 株式会社Grant【カ）グラント】

	内訳	本体金額	消費税10%	合計金額	備考
	更新料 賃料の1ヶ月分	¥75,000	¥7,500	¥82,500	税率10%
	更新事務手数料 賃料の0.5ヶ月分	¥37,500	¥3,750	¥41,250	税率10%
	火災保険料 加入義務有り				
	※現在加入中の火災保険を更新下さい				
	保険証券等の写しをご提出下さい				
	月額賃料：¥82,500-				
	(内10%消費税 ¥7,500)				
	月額電気代：¥7,000-				
	月額水道代：¥700-				
	物件名：平野商事ビル 101号室				
	住 所：埼玉県朝霞市本町3-4-17				
	合計	¥112,500	¥11,250	¥123,750	

支払期日：2025年6月30日までに お支払い頂きたいようお願い申し上げます。
※恐縮ですが、お振込み手数料はお客様のご負担となりますので、ご了承下さい。



株式会社Grant 登録番号:T3010601055843 税率10%
担当: 東京都墨田区立川3-3-8
TEL:03-6659-9256 FAX:03-6659-9257

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

2499

(1/2)

日付	令和 7 年 6 月 26 日	支出額	116,440 円
項目	事務所費	充当額	104,796 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	事務所建物賃貸借料・駐車場料（2025 年 7 月分）		
備考	事務所賃料 110,000 円 駐車場料 6,000 円 手数料 440 円		

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。

お取引内容をお確かめのうえ、
お持ち帰りください。



埼玉りそな銀行

RESONA

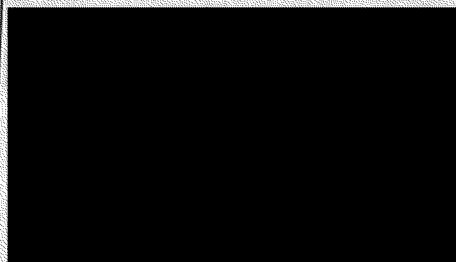
取引銀行	取引店	口座番号
0017		*****
取扱店	お取引日	時刻
38051	07-06-26	14:28
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥116,000	¥440
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳		
(1万円)	(5千円)	(1千円)
万円	千円	千円
		(硬) 〇 認証
		円

お振込明細またはご案内

電信

お受取人



ご依頼人

カネコユタセイムカット"ウツ"ムツヨ様

電話番号



取扱番号 400048

印紙税申告納
付につき浦和
税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

貸主 [] (以下「甲」という)と借主 金子 裕太
以下「乙」という)は、事業用建物賃貸借契約(以下「本契約」という)を、付帯する「事業用建物賃貸借契約約款」に基づいて、
下の条件で本契約を締結し、乙と保証会社 []
(以下「丙」という)とは、賃貸保証契約約款の
おりこの債務について賃貸保証委託契約を締結した。

名 称	大間事務所				1-2 階	
所 在 地	(登記簿) 鴻巣市大間字原798番地3					
	(住居表示) 埼玉県鴻巣市大間798番地3					
種 類	事務所	家屋番号	798番3			
構 造	軽量鉄骨造					
面 積	専有(壁芯)	73.44 m ² (約	22.21 坪)	その他使用可能な面積	m ² (約	
	バルコニー	m ² (約	坪)		坪)	
物件の所有者	(住所)	[REDACTED]				
	(氏名)	[REDACTED]				
使用目的	事務所					
賃 料	月額 110,000 円(うち消費税 10,000 円)	敷 金	(賃料の 1ヵ月分) (金額) 220,000 円			
管 理 費	月額 円(うち消費税 円)					
共 益 費	月額 円(うち消費税 円)	札 金	(賃料の 1ヵ月分) (総額) 0 円 (うち消費税) 0 円			
駐 車 料	月額 円(うち消費税 円)					
付属施設料	月額 円(うち消費税 円)	権 利 金	(総額) 円 (うち消費税) 円			
雑 費	月額 円(うち消費税 円)					
保 険 料	総額 円(うち消費税 円)	更 新 料	(総額) 円 (うち消費税) 円			
保 証 料	円					
保 証 金	円(3.3㎡当たり)	更新手数料	新賃料の 1ヵ月分 (別途消費税)			
敷金・保証金の返還時期	本物件の明渡し後					
保証金の償却	・建物明渡し時に % (総額) 円 (うち消費税) (円) ・その他 (償却分は、償却時から10日以内に補填しなければならない。)	・契約更新時毎に % (総額) 円 (うち消費税) (円)				
契約期間	令和5年06月01日 から 令和8年05月31日迄の 3年 0ヵ月 0日間					
借主の解約権	解約の効力は、借主が解約の申入れをした日から 3 ヶ月の経過をもって発生する。					
賃料・管理費・共益費・駐車料及び・雑費・付属施設料の支払方法並びに支払期限	(住所)					
	持参払	持参先 (氏名)				
	振込先	[REDACTED]				振込金額合計 (振込手数料はこの負担とする) 110,000 円
	口座名義人	[REDACTED]				口座No. [REDACTED]
	口座引落 委託会社名					
翌月分を毎月 末 日に乙指定の口座へ振込。						

付帯駐車場使用契約書

[物件の表示]

名 称	大間事務所	駐車場No	No.
所 在 地	埼玉県鴻巣市大間798番地3		

[駐車料等]

駐 車 料	月額 6,000 円(うち消費税 円)
備 考	

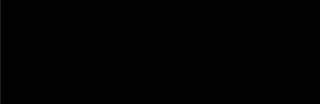
[契約車両および任意保険]

車 名		保険会社名	
登録番号		証券番号	
色		満期日	

付帯駐車場につき、契約期間や支払方法等は、本契約に準ずるものとする。

- 第1条 乙は本駐車場を表記の車両を駐車する目的で使用し、これを反することはできない。
ただし、甲の承諾を得た場合には表記車両を変更することができる。
- 第2条 乙は甲の定める管理規約に従い本駐車場を使用するものとする。
- 第3条 乙は本駐車場を他人に転貸してはならない。
- 第4条 乙又は乙の関係者が本駐車場内の施設又は自動車等に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- 第5条 天災、火災その他甲の責によらない事故による車両の損失又は盗難については甲は一切その責任を負わない。
- 第6条 本駐車場の保全、防犯、防火その他やむを得ない事由があるとき、甲は車両の移動その他必要な措置をとることができるものとする。
- 第7条 乙が賃借料の支払を怠ったとき又は本契約の定めの一に違反したときには、甲は催告することなく本契約を解除することができる。
- 第8条 乙は本契約終了後ただちに本駐車場を明渡すものとし、乙が自動車を残置した場合は甲がこれを適宜処分しても異議ないものとする。
- 第9条 本駐車場は現況有姿にて貸し出すものとし、貸主による修繕等はいりません。

【賃料振込先】



【貸主】



【貸主代理】
埼玉県鴻巣市栄町2番24号
株式会社エーティーホームズ
048-540-2311



【借主】



金子 裕太



別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

2500

(1/2)

日付	令和 7 年 6 月 26 日	支出額	14,300 円
項目	事務所費	充当額	7,150 円
細目	事務所費	按分率	1/2
摘要	浄化槽清掃手数料		
備考			

政務活動費 領収書等貼付用紙

(2/2)

領 収 証									
小島 信昭 様						No. S- 06773			
						7 年 6 月 26 日			
金額		¥ 14,300							
上記の金額正に領収いたしました 内消費税 10%									
但し 浄化槽清掃手数料									
登録番号 TS-0300-0101-8025		安住環境整美株式会社							
代表取締役 大澤 佑介									
〒120-0041 東京都港区有明3-15-15 有明ビル15F									
電話 (03)4381-7900・51902									